

# インド太平洋における法の支配の課題と 海洋安全保障『カントリー・プロフィール』

【地域研究会（国別政策研究グループ）】

平成28年3月

## はしがき

本報告書は、当研究所が平成 27 年度外務省外交・安全保障調査研究（発展型総合事業）の一つとして実施した研究プロジェクト「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障『カントリー・プロファイル』」の成果を中間報告書として取りまとめたものです。

グローバルなパワーバランスの変化に伴い、インド太平洋地域の領土や海域をめぐる法の支配の原則に対する挑戦が顕在化しています。こうした中、日本は、2013 年 12 月に策定された「国家安全保障戦略」において、自らを「開かれ安定した海洋」を追求する海洋国家と位置づけ、海洋における諸課題を安全保障政策の中心的課題の一つとしています。また、安倍晋三首相は「法の支配三原則」を提唱し、地域の各国が国際法に則り、領土や海域の問題を解決する重要性を強調しております。

日本が「開かれ安定した海洋」に向けて主導的な役割を果たしていくためには、視野を広げ、大きな構想力を持ち、長期的な施策を立てて行く必要があります。そのために本事業では、国際法そのものに内在する問題点を検討する国際法学のアプローチと、各国の海洋安全保障政策の比較や地域における信頼醸成や危機管理に向けた取り組みの実態調査という地域研究のアプローチを組み合わせ、インド太平洋の海洋安全保障問題に関する学際的な調査・研究を進めています。

地域研究会では、インド太平洋地域の海洋主要国についての「カントリー・プロファイル」を作成するとともに、地域枠組みにおける法の支配に向けた取り組みを評価・分析することを目的としています。本報告書には、1 年間にわたって研究会メンバーが、主要な海洋国の海洋法解釈や、領域警備態勢を含む海洋安全保障政策や課題などを調査・研究し、議論を積み重ねた成果である、各国の「カントリー・プロファイル」が収められています。

ここに表明されている見解はすべて個人のものであり、当研究所の意見を代表するものではありませんが、本中間報告書が、わが国の外交・安全保障に関する政策研究や議論の向上に資することを心より期待するものであります。

最後に、本研究に真摯に取り組まれ、報告書の作成にご尽力いただいた執筆者各位、ならびにその過程でご協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所  
理事長 野上 義二

## 研究体制

地域研究会（国別政策研究グループ）

主 査： 菊池 努 青山学院大学教授／日本国際問題研究所 客員研究員

委 員： 伊藤 融 防衛大学校人文社会科学群国際関係学科 准教授  
古賀 慶 南洋工科大学 助教（シンガポール在住）  
土屋 貴裕 慶應義塾大学 SFC 研究所 上席研究員  
福嶋 輝彦 防衛大学校人文社会科学群国際関係学科 教授  
福田 円 法政大学法学部 准教授  
本名 純 立命館大学国際関係学部 教授  
八木 直人 海上自衛隊幹部学校 教官

（敬称略、主査以下五十音順）

委員兼幹事： 山上 信吾 日本国際問題研究所 所長代行  
前川 信隆 日本国際問題研究所 研究調整部長  
小谷 哲男 日本国際問題研究所 主任研究員  
石田 康之 日本国際問題研究所 研究員

外部協力者： グエン・ティ・ラン・アン

ベトナム外交学院（DAV）南シナ海研究所副所長

スマティ・パマル

マレーシア海洋研究所(MIMA)上級研究員

## 目 次

### 序論

	菊池 努 …………… 1
第1章 中国の海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	土屋 貴裕 …………… 3
第2章 米国の海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	八木 直人 ……………13
第3章 インドの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	伊藤 融 ……………25
第4章 オーストラリアの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	福嶋 輝彦 ……………31
第5章 インドネシアの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	本名 純 ……………43
第6章 ベトナムの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	グエン・ティ・ラン・アン ……………53
第7章 マレーシアの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	スマティ・パマル ……………69
第8章 シンガポールの海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	古賀 慶 ……………79
第9章 日本の海洋安全保障政策カントリー・プロフィール	
	小谷 哲男 ……………89